

## 国民年金からのお知らせ

～学生のみなさん、20歳になったら国民年金加入手続きを忘れずに！～

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は公的年金制度の国民年金や厚生年金に加入する義務があり、学生のみなさんも20歳になったら国民年金に加入しなければなりません。

国民年金とは、事故や病気で障害になった時や老後の収入確保などのために保険料を納めて、年金として受け取る制度です。

国民年金の保険料は、月額16,410円（平成31年度）ですが、学生の方には、申請により保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。希望する人は、住民票のある市区町村の国民年金窓口で手続きしてください（手続きには学生証が必要です）。

申請書は日本年金機構のホームページでも入手できます。

### ☆学生納付特例制度

学生本人の前年所得額が基準以下の方が対象です。

〈所得のめやす〉

118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 で計算した額以下である場合

- \* 学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、10年間の範囲内で追納をすることができます（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、加算金がつきます）。
- \* 学生納付特例の承認を受けた期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取るための資格期間となりますが、追納しないと老齢基礎年金の年金額には反映されません。
- \* 学生納付特例の承認期間は、その年度末（3月）までとなります。したがって、翌年度も継続してこの制度を利用する場合は再度申請しなければなりません。

※ 国民年金に加入していない人や加入しても保険料を納めなかったり、学生納付特例の承認を受けていない人が交通事故など不慮の事故や病気で障害者となった場合、障害基礎年金が支給されない場合もありますので、必要な手続きは忘れずにおきましょう。

### 加入手続き、問い合わせは住民票のある市区町村の国民年金窓口へ

＜北九州市内に住民票がある方は、住所地の区役所国保年金課へ＞

門司区役所 093-331-0522	八幡東区役所 093-671-0802
小倉北区役所 093-582-3404	八幡西区役所 093-642-1330
小倉南区役所 093-951-4117	戸畑区役所 093-881-0622
若松区役所 093-761-2961	

＜日本年金機構ホームページ＞ <https://www.nenkin.go.jp/>